

有効期間満了日 令和10年3月31日

熊生企第353号

令和5年4月19日

第二次再犯防止推進計画への対応について（通達）

再犯の防止等に関する施策については、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第7条第1項に基づき、平成29年12月に策定された「再犯防止推進計画」を踏まえ推進してきたところ、同計画の策定後5年が経過したことから、今般、政府において必要な検討等が行われ、令和5年3月17日、「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定された。

本計画のうち、主に警察関係部分の概要は別添「第二次再犯防止推進計画への対応について（通達）」（令和5年3月17日付け警察庁丁生企発第198号ほか）のとおりであるから、各所属にあつては、引き続き再犯防止に向けた取組みを推進されたい。

なお、本通達の発出に伴い「再犯防止計画への対応について（通達）」（平成30年1月12日付け熊生企第21号）は廃止する。

※ 警察庁通達「第二次再犯防止推進計画への対応について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。